

令和3年4月26日

保護者の皆様

松原市教育委員会
松原市立松原第七中学校
校長 松岡 日出雄

緊急事態宣言下における教育活動について(お知らせ)

平素より本市及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、4月25日(日)～5月11日(火)を期間とする緊急事態宣言が大阪府に発出されました。

それに伴い、大阪府教育委員会より緊急事態宣言中の教育活動について要請がありました。

本市におきましては、すでに4月14日(水)以降、「大阪モデル」の警戒レベル「レッドステージ2」に従って教育活動を行っており、今後も最大限の感染防止対策を講じながら教育活動を継続してまいります。保護者のみなさまのご理解とご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

ご不安な点などがございましたら、ご遠慮なくご相談をしてください。

なお、この「お知らせ」は、令和3年4月25日(日)時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

記

1. 授業について

分散登校・短縮授業は行わず、通常の形態で教育活動を継続します。ただし、感染リスクの高い教育活動については実施しません。

2. 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動について

府県間の移動を伴う教育活動(修学旅行等)は、中止または延期とします。

(上記期間において、本市の小・中学校における修学旅行等の府県間の移動を伴う教育活動は予定しておりません。)

3. 府内における教育活動について(緊急事態宣言発出により新たに要請があった項目)

府内における教育活動(校外学習等)についても、中止または延期とします。

4. 部活動について

部活動は、原則休止します。

府大会など公式戦を控えているクラブについては、感染症対策を徹底したうえで活動します。

活動する場合は、放課後1時間程度とし、公式戦当日やその前日を除き、土日祝祭日の活動は行いません。